明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○外国人漁業の規制に関する法律施行令第三条の規定に基づき、同条の農林水産大臣の指定する船舶を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一五八一）　一
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（**同**一五八二）　五
〔**官庁報告**〕
産　業
日本産業規格（経済産業省）　五
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　六
特殊法人等
企業年金基金変更、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分・裁決取消訴訟の判決確定関係　三
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三
会社その他
会社決算公告　二六